

地理・歴史科 学習指導案（日本史B）

指導教諭
教育実習生

日時 2017年6月7日(水曜日) 1限目

対象：3年A組教室

1 単元名：第2章 律令国家の形成 第5節平安王朝の形成

2 教材観：この単元では、桓武・嵯峨両天皇が中心となって国政を指揮し、奈良時代からの律令体制の崩壊について立て直しを図ろうとするものの、思うような成果を出すことができず、むしろ律令体制の変質を追認してしまうという点を理解させなければならない。

3 生徒観：今回の授業の対象となる3年A組は、授業への集中力も高く、全体への発問に対しても答えてくれるクラスなので授業をしやすいクラスである。可能な限りこれまでの復習をするような発問も行うことで、生徒の授業への参加をさらに促す授業を行っていく。

4 指導観：平安時代の政治史のみに集中して授業を展開していくが、教科書に載っていないような背景も交えつつ、ただ覚えるだけでなく、興味を持ってもらえるような授業の展開をしていきたい。文化史や土地政策には基本的には触れないが、勘解由使の設置など、地方の状況が絡む内容についてはその背景をおさえ、生徒が一連の流れを説明できるように各政策と時代背景を絡めて授業を行う。

5 単元の目標：奈良時代から平安時代へと時代が変わり、仏教を政治から切り離す、反抗を始めた蝦夷を抑える、奈良時代から崩壊してきた律令体制の再建を行うという点に尽力した桓武・嵯峨両天皇の取り組みを学ばせる。また、その施策の中で次の章の貴族政治へどのようにつながっていったかを理解させる。一方で、農民が重い税に苦しみ、逃亡・浮浪、議席などで税負担を避けていくようになったことで、律令国家体制が崩壊していくことを理解させる。

6 指導計画

- | | | |
|------------------|-------|------|
| 1 平安遷都と蝦夷との戦い | (1時間) | |
| 2 平安時代初期の政治改革 | (1時間) | (本時) |
| 3 摂関政治(藤原氏北家の発展) | (1時間) | |

本時の主題：平安時代初期の政治改革

本時の目標：律令再建に向けた桓武・嵯峨両天皇の政治改革を学ばせ、地方での農民の抵抗が律令の変質を推し進め、律令の再建を図ろうとする桓武・嵯峨両天皇の改革が、結果として律令体制を大きく変質させることを理解させる。

教材

『詳説日本史B』山川出版

『詳録 新日本史料集成』第一学習社

『歴史資料館 日本史のライブラリー』東京法令出版

	学習内容	指導内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・桓武天皇が即位した時代の課題を確認し、新造宮、蝦夷鎮圧という二つの事業への取り組みを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前回のプリントや教科書を用いて、左記の内容の概要と流れを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の授業と本時の流れのつながりを説明する。 【知識・理解】 ・本時のレジュメ配布
展開 (40分)	<ul style="list-style-type: none"> ・律令体制の再建をなぜしなければならないのか、農民の抵抗に焦点を当てて確認する。 ・勘解由使設置の背景、令外官について理解する。 ・軍制改革、農民の負担軽減、仏教革新まで、桓武天皇の改革を理解する。 ・平城天皇即位から、平城太上天皇の変に至る一連の流れを理解し、蔵人所がどのような役割を果たしたのか確認する。 ・嵯峨天皇の下での改革において、どのように法整備が行われていたのか学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・逃亡、浮浪に加え、農民から国司までもが結託して偽籍を行っていたことを理解できるようにさせる。 ・国司の解由状における不正を正すために、勘解由使が設置されることを説明する。 ・軍団廃止の背景、農民の負担軽減の具体的な内容、平安京への南都寺院勢力の遷都禁止について説明する。 ・平城太政天皇の平城京への思いと、政治への干渉を説明する。 二所朝廷の問題と、平城太上天皇の変に至る流れについて説明を行う。 ・これまでの大宝律令、養老律令よりも格・式が重要な役割を担うことを理解させる。 格・式の整備と、令外官が力を持つことによる律令の変質を 	<ul style="list-style-type: none"> ・律令体制下の税制が良民男子に対する課税であることを確認させる。 ・律令体制下の税制に対して、奈良時代の農民がどのような抵抗をしてきたか復習し、どのように発展してきたか考えさせる。 【関心・意欲・態度】 ・偽籍が黙認され、公然と行われる社会状況を理解させる ・国司の不正をとりしまる方策を理解させる。 【知識・理解】 【技能・表現】 ・発問を行い、徴兵がどのように行われていたか答えさせる。 ・農民の負担軽減について理解させる。 【知識・理解】 ・発問を行い、なぜ「平城」天皇なのか答えさせ、おくり名について理解させる。 ・平城太上天皇の変における蔵人頭の役割、藤原冬嗣の抜擢の意味を考えさせるようにする。 【思考・判断】 ・嵯峨天皇下の改革を整理する。 【知識・理解】

		理解させる。	
整理 (5分)	・桓武天皇の政策、嵯峨天皇の政策を区別して確認し、何が律令制度の変質に影響を与えたのか確認する。	・本時の内容の流れをプリントで再確認させる。	・桓武・嵯峨両天皇の改革を通じて、令外官や格式が律令よりも重要になることで、律令体制が大きく変貌していくことを感じさせるように留意する。 ・次回の授業内容の予告を行う。

▶平安時代初期の政治改革

・桓武天皇下の政治改革

目的：律令体制の再建

背景：税負担から逃れる()、() } 戸籍と実態が合わない⇒想定していた財源が確保できない
戸籍における(1、)の増加

・国司の不正
国司・郡司は偽籍を事実上黙認することで中央へ納める税を減らし、浮いた分を横領した。また、国司については、前任者の不正を後任者が黙認し、後任者も不正を行うという状態でした。そのため、桓武天皇は国司・郡司の不正について処罰を定めた法令を制定する

結果：王臣家などの有力者への土地と人の集中→公地公民制の崩壊

①地方政治の改革

- ・定員以上の国司、郡司を廃止
- ・監察強化→(2、)設置
↳国司交代の際の(3、)を審査
※(4、)
↓令に規定のない官職

桓武天皇下：()、勘解由使

②軍制改革 792年 軍団、兵士を廃止
→(5、)の採用 志願制へ

③農民負担の軽減

④仏教革新 南都寺院の新都移転×
新仏教保護 最澄、空海の入唐

806年 桓武天皇死去→桓武天皇の息子である(6、)が即位
平城天皇の改革 ・仕事の重複する官司(役人)の統廃合

・観察使の設置→困窮した人々の生活を安定させる政策を提案

809年(7、)に譲位、平城天皇は(8、)に

810年 嵯峨天皇(弟) vs 平城太上天皇(兄) 原因：平城太上天皇による平城遷都のための造宮使任命
⇒(9、) or (10、) ×藤原仲成、藤原薬子

↓

⇒式家没落

嵯峨天皇は(11、)を設置 藏人頭：(12、) (北家)

↳天皇の直属の機関として機密文書を扱う令外官

・嵯峨天皇による改革

・(13、) の設置・・・平安京内の警察と裁判の役割を担う令外官

・法整備→・律令規定の補足、修正 (14、) } 820年 (16、)

・施行細則 (15、) }

※貞観格式、延喜格式と合わせて (17、)

延喜式が現存、格については類聚三代格にほぼ全容が現存

・833年 令の解釈を公式に統一・・・(18、) 編纂者：清原夏野

・9世紀後半 令の注釈を集めた・・・(19、) 編纂者：惟宗直本

※賜姓源氏：皇族に源朝臣の姓を与え、臣下の身分へと移す(臣籍降下)

・法整備の背景

桓武天皇、嵯峨天皇の時代：律令制度の立て直しが精力的に取り組まれる

・新たな規定を設ける

・律令制度を現状に合わせて変更する

・令外官を設ける

→農民の生活や地方政治を改善していくための規定を整理する必要

※明法道のピーク

桓武天皇、嵯峨天皇の代では、令外官が相次いで設けられるが基本的には律令を中心として政治が行われる。

律令はもともと()のものであり、日本で適用していくには各条文を正しく理解する必要があった。

そのため、当時は明法道と呼ばれた律令についての学問研究が盛んに行われ、令の注釈書が次々と作られた。